

東かがわ市告示第**60**号

東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年**3**月**31**日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱（平成31年東かがわ市告示第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、東かがわ市東京圏移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 略 (1) 移住支援事業 <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業、就業型））</u>（以下「交付金」という。）を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。 (2)～(4) 略 (補助対象者) 第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件、テレワークに関する要件、<u>関係人口に関する要件</u>又は起業に関する要件を満たす者とする。 2 略 (1) 略	東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 移住支援事業 <u>国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業、就業型））</u>（以下「交付金」という。）を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。 (2)～(4) 略 (補助対象者) 第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件、テレワークに関する要件又は起業に関する要件を満たす者とする。 2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することを含む。 (1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区

改正後	改正前
ア 東かがわ市（以下「市」という。）へ転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 イ 略 (2) 略 (3) 略 ア 略 イ 日本人である、又は外国人であつて、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。</u> ウ 略 エ <u>申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として補助金を受給していないこと。ただし、補助金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市が認める場合は、この限りでない。</u> オ 略	内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も本事業の移住元として対象期間とすることができる。 ア 東かがわ市（以下「市」という。）へ転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）<u>の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。</u>以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 イ 略 (2) 略 (3) その他の要件 次のアからオまでのいずれにも該当すること。 ア 略 イ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。 ウ 略 エ <u>補助対象者を含む全ての世帯員が、東かがわ市移住促進家賃等補助金を受給していないこと。</u> オ 略

改正後	改正前
3 略 4 略 (1) 略 (2) <u>移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない。）</u> <u>こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。</u> (3) 略 5 第1項の「関係人口に関する要件」とは、市への移住前から市の地域の <u>人々と関りを有する者のうち、農林水産業等に就業するなど、地域の労働</u> <u>力及び担い手の確保に資する者であって、次の各号のいずれにも該当する</u> <u>者をいう。</u> (1) <u>過去に本市に住所を有していたことがある者</u> (2) <u>農林水産業に就業する者又は市内で就業している者</u> 6～8 略 （交付の申請） 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、 東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交 付申請書」という。）を市長に、当該年度の2月末日までに提出しなけれ ばならない。 2 略 (1)～(8) 略 (9) 申請者が第3条第4項のテレワークに関する要件を満たす者である 場合、就業証明書（テレワークに関する要望を満たす場合）<u>（様式第3</u> <u>号の1、様式第3号の2）</u> (10) <u>申請者が第3条第5項の関係人口に関する要件を満たす者である場</u> <u>合は、就業証明書（関係人口に関する要件用）（様式第4号の1、様式</u> <u>4号の2）</u>	3 略 4 第1項の「テレワークに関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当 することをいう。 (1) 略 (2) 略 5～7 略 （交付の申請） 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、 東かがわ市東京圏UJ1ターン移住支援事業補助金交付申請書（様式第1 号）（以下「交付申請書」という。）を市長に、当該年度の2月末日まで に提出しなければならない。 2 申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しな ければならない。 (1)～(8) 略 (9) 申請者が第3条第4項のテレワークに関する要件を満たす者である 場合、就業証明書（テレワークに関する要望を満たす場合）<u>（様式第3</u> <u>号）</u>

改正後	改正前
(11)～(13) 略 (交付の決定) 第6条 市長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。 2 略 (補助金の交付) 第7条 交付決定者は、補助金の支払を受けようとするときは、東かがわ市東京圏移住支援事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。 (交付決定の取消等) 第8条 略 2 市長は、前項及び第7項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、通知するものとする。 3 略 4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向又は研修等による転出の場合には、交付決定の取消しを行う必要はないものとする。この場合において、補助金受給者は、転出前に就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書(様式第8号)を提出しなければならない。 5 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者が香川県内の他市町に転出する場合は、交付決定の取消等を行う必要はないものとする。この場合において、補助金受給者は、市長に対し転出報告書(様式第9号)を提出しなければならない。以後、県内での転出のたびに同様の取扱いとする。 6 補助金受給者は、移住支援金の申請日の次年度から5年間の間、毎年度、3月1日から3月31日までに、市長に現況届(様式第10号)を提出しなけ	(10)～(12) 略 (交付の決定) 第6条 市長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知する。 2 略 (補助金の交付) 第7条 交付決定者は、補助金の支払を受けようとするときは、東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。 (交付決定の取消等) 第8条 略 2 市長は、前項及び第7項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、通知するものとする。 3 略 4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向又は研修等による転出の場合には、交付決定の取消しを行う必要はないものとする。この場合において、補助金受給者は、転出前に就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書(様式第7号)を提出しなければならない。 5 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者が香川県内の他市町に転出する場合は、交付決定の取消等を行う必要はないものとする。この場合において、補助金受給者は、市長に対し転出報告書(様式第8号)を提出しなければならない。以後、県内での転出のたびに同様の取扱いとする。 6 補助金受給者は、移住支援金の申請日の次年度から5年間の間、毎年度、3月1日から3月31日までに、市長に現況届(様式第9号)を提出しなけ

改正後

ればならない。

7 略

様式第1号(第5条関係)

(表面)

東かがわ市長 様

申請年月日 年 月 日

東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付申請書

東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。なお、本申請の審査を受けるに当たり、市長が世帯の状況及び世帯構成員の市役等の納付状況について調査することを承諾します。

1 申請者欄

ふりがな			生年月日	
氏名			年 月 日	
住所	〒	電話番号		
メールアドレス				

2 補助金の内容(該当する欄に○を付けてください)

世帯区分	単身世帯	2人以上世帯	世帯員のうち、 18歳未満の人数	人
補助金の種類	就業(専門人材)		就業(専門人材以外)	
	テレワーク		起業	
世帯員氏名 (申請者除く)		続柄	生年月日	年齢

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)*

別紙1「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2「東かがわ市移住支援事業に係る個人情報取扱」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない

改正前

ればならない。

7 略

様式第1号(第5条関係)

(表面)

東かがわ市長 殿

申請年月日 年 月 日

東かがわ市東京圏U・Iターン移住支援事業補助金交付申請書

東かがわ市東京圏U・Iターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。なお、本申請の審査を受けるに当たり、市長が世帯の状況及び世帯構成員の市役等の納付状況について調査することを承諾します。

1 申請者欄

ふりがな			生年月日	
氏名			年 月 日	
住所	〒	電話番号		
メールアドレス				

2 補助金の内容(該当する欄に○を付けてください)

世帯区分	単身世帯	2人以上世帯	世帯員のうち、 18歳未満の人数	人
補助金の種類	就業(専門人材)		就業(専門人材以外)	
	テレワーク		起業	
世帯員氏名 (申請者除く)		続柄	生年月日	年齢

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)*

別紙1「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2「東かがわ市移住支援事業に係る個人情報取扱」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない

改正後

(裏面)

申請日から5年以上継続して東かがわ市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 東かがわ市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である
(関係人口の場合のみ記載) 東かがわ市の【支給対象者となる関係人口要件】に該当する。	A 該当する	B 該当しない
(関係人口の場合のみ記載) 東かがわ市の【地域の労働力及び担い手確保の要件】に該当する。	A 該当する	B 該当しない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴※5年以上の在勤履歴を記載

期間(年月日～年月日)	就業先名称	就業先所在地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の支給対象とならない場合があります。(移住前の勤務先を辞職後、東かがわ市に移入するまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。)
※雇用保険の被保険者について…常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②31日以上の雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

6 (東京23区内の大学等への通学者に該当する場合のみ記載) 東京23区への通学履歴

期間(年月日～年月日)	通学先名称	通学先所在地

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
所在地	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()
勤務先部署からの通勤手当の支給の有無	有 ・ 無

改正前

(裏面)

申請日から5年以上継続して東かがわ市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 東かがわ市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴※5年以上の在勤履歴を記載

期間(年月日～年月日)	就業先名称	就業先所在地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の支給対象とならない場合があります。(移住前の勤務先を辞職後、東かがわ市に移入するまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。)
※雇用保険の被保険者について…常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②31日以上の雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

6 (東京23区内の大学等への通学者に該当する場合のみ記載) 東京23区への通学履歴

期間(年月日～年月日)	通学先名称	通学先所在地

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
所在地	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()
勤務先部署からの通勤手当の支給の有無	有 ・ 無

改正後	改正前
別紙1（第5条関係） 東かがわ市東京圏移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項 1 東かがわ市東京圏移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、東かがわ市から求められた場合には、それに応じます。 2 補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものではありません。 3 以下の場合には、東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。 （1）補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額 （2）補助金の申請日から3年未満に県外の市区町村に転出した場合：全額 （3）東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱及び起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額 （4）補助金の申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合：半額 （就業の場合のみ） （5）補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される東かがわ市からの確認により、現況の報告を求められた場合にはそれに応じます。 ※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません、担当課より詳細な資料の提出やヒアリング等を依頼させていただきます。 別紙2（第5条関係） 東かがわ市東京圏移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い 香川県及び東かがわ市は、東かがわ市東京圏移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、香川県及び東かがわ市は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。	別紙1（第5条関係） 東かがわ市東京圏U・Iターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項 1 東かがわ市東京圏U・Iターン移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、東かがわ市から求められた場合には、それに応じます。 2 補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものではありません。 3 以下の場合には、東かがわ市東京圏U・Iターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。 （1）補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額 （2）補助金の申請日から3年未満に県外の市区町村に転出した場合：全額 （3）東かがわ市東京圏U・Iターン移住支援事業補助金交付要綱及び起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額 （4）補助金の申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合：半額 （就業の場合のみ） （5）補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額 別紙2（第5条関係） 東かがわ市東京圏U・Iターン移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い 香川県及び東かがわ市は、東かがわ市東京圏U・Iターン移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、香川県及び東かがわ市は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

改正後	改正前																																				
様式第 2 号 (第 5 条関係)	様式第 2 号 (第 5 条関係)																																				
年 月 日 東かがわ市長 様 所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者 就 業 証 明 書 (就業に関する要件を満たす場合) 下記のとおりに相違ないことを証明します。 記 <table border="1"> <tr><td>勤務者名</td><td></td></tr> <tr><td>勤務者住所</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先所在地</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>就業年月日</td><td></td></tr> <tr><td>応募受付年月日</td><td></td></tr> <tr><td>雇用形態</td><td>週 20 時間以上の無期雇用</td></tr> <tr> <td>勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合</td> <td>勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係は、3 親等以内の親族に該当しない ☐ 「ワクサボかがわ」掲載求人 ☐ 県のマッチングサイト掲載求人 該当する求人番号: _____</td> </tr> <tr> <td>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ</td> <td>目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業</td> </tr> </table> 東かがわ市東京圏移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、東かがわ市の求めに応じて、香川県及び東かがわ市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。 (※移住支援金の対象として、香川県が「ワクサボかがわ」に掲載している求人又は他の都道府県が同都道府県の指定するマッチングサイトに掲載している求人をいう。)	勤務者名		勤務者住所		勤務先所在地		勤務先電話番号		就業年月日		応募受付年月日		雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用	勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係は、3 親等以内の親族に該当しない ☐ 「ワクサボかがわ」掲載求人 ☐ 県のマッチングサイト掲載求人 該当する求人番号: _____	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業	年 月 日 東かがわ市長 殿 所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者 就 業 証 明 書 (就業に関する要件を満たす場合) 下記のとおりに相違ないことを証明します。 記 <table border="1"> <tr><td>勤務者名</td><td></td></tr> <tr><td>勤務者住所</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先所在地</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>就業年月日</td><td></td></tr> <tr><td>応募受付年月日</td><td></td></tr> <tr><td>雇用形態</td><td>週 20 時間以上の無期雇用</td></tr> <tr> <td>勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合</td> <td>勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係は、3 親等以内の親族に該当しない ☐ 「ワクサボかがわ」掲載求人 ☐ 県のマッチングサイト掲載求人 該当する求人番号: _____</td> </tr> <tr> <td>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ</td> <td>目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業</td> </tr> </table> 東かがわ市東京圏「1 クリーン移住支援事業補助金」に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、東かがわ市の求めに応じて、香川県及び東かがわ市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。 (※移住支援金の対象として、香川県が「ワクサボかがわ」に掲載している求人又は他の都道府県が同都道府県の指定するマッチングサイトに掲載している求人をいう。)	勤務者名		勤務者住所		勤務先所在地		勤務先電話番号		就業年月日		応募受付年月日		雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用	勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係は、3 親等以内の親族に該当しない ☐ 「ワクサボかがわ」掲載求人 ☐ 県のマッチングサイト掲載求人 該当する求人番号: _____	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業
勤務者名																																					
勤務者住所																																					
勤務先所在地																																					
勤務先電話番号																																					
就業年月日																																					
応募受付年月日																																					
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用																																				
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係は、3 親等以内の親族に該当しない ☐ 「ワクサボかがわ」掲載求人 ☐ 県のマッチングサイト掲載求人 該当する求人番号: _____																																				
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業																																				
勤務者名																																					
勤務者住所																																					
勤務先所在地																																					
勤務先電話番号																																					
就業年月日																																					
応募受付年月日																																					
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用																																				
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係は、3 親等以内の親族に該当しない ☐ 「ワクサボかがわ」掲載求人 ☐ 県のマッチングサイト掲載求人 該当する求人番号: _____																																				
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業																																				

改正後	改正前																														
様式第3号の1 (第5条関係)	様式第3号 (第5条関係)																														
年 月 日 東かがわ市長 様 ※就業者 所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者	年 月 日 東かがわ市長 殿 所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者																														
就業証明書 (テレワークに関する要件用)	就業証明書 (テレワークに関する要件を満たす場合)																														
下記のとおり相違ないことを証明します。	下記のとおり相違ないことを証明します。																														
記	記																														
<table border="1"> <tr><td>勤務者名</td><td></td></tr> <tr><td>勤務者住所 (移住前)</td><td></td></tr> <tr><td>勤務者住所 (移住後)</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先部署の 所在地</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>移住の意思</td><td>当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等含む。) によるものではない</td></tr> <tr><td>就業形態</td><td>週 20 時間以上のテレワーク ☐ 該当する ☐ 該当しない</td></tr> <tr><td>交付金による 資金提供</td><td>当該勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業による資金提供をしていない</td></tr> </table>	勤務者名		勤務者住所 (移住前)		勤務者住所 (移住後)		勤務先部署の 所在地		勤務先電話番号		移住の意思	当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等含む。) によるものではない	就業形態	週 20 時間以上のテレワーク ☐ 該当する ☐ 該当しない	交付金による 資金提供	当該勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業による資金提供をしていない	<table border="1"> <tr><td>勤務者名</td><td></td></tr> <tr><td>勤務者住所 (移住前)</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先住所 (移住後)</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先部署の 所在地</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>移住の意思</td><td>当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等含む。) によるものではない</td></tr> <tr><td>テレワーク交付金</td><td>当該勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業による資金提供をしていない</td></tr> </table>	勤務者名		勤務者住所 (移住前)		勤務先住所 (移住後)		勤務先部署の 所在地		勤務先電話番号		移住の意思	当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等含む。) によるものではない	テレワーク交付金	当該勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業による資金提供をしていない
勤務者名																															
勤務者住所 (移住前)																															
勤務者住所 (移住後)																															
勤務先部署の 所在地																															
勤務先電話番号																															
移住の意思	当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等含む。) によるものではない																														
就業形態	週 20 時間以上のテレワーク ☐ 該当する ☐ 該当しない																														
交付金による 資金提供	当該勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業による資金提供をしていない																														
勤務者名																															
勤務者住所 (移住前)																															
勤務先住所 (移住後)																															
勤務先部署の 所在地																															
勤務先電話番号																															
移住の意思	当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等含む。) によるものではない																														
テレワーク交付金	当該勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業による資金提供をしていない																														
東かがわ市東京圏移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、東かがわ市の求めに応じて、香川県及東かがわ市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。	東かがわ市東京圏U-1ターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、東かがわ市の求めに応じて、香川県及び東かがわ市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。																														

改正後				改正前			
様式第3号の2（第5条関係）							
年 月 日 東かがわ市長 様 ※個人事業主・フリーランスの方向け 申請者 居住地							
就業証明書（テレワークに関する要件用）							
下記のとおり相違ないことを証明します。							
記							
就労開始日	年 月 日						
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間		時間			
		(うち休憩時間 分)					
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間		日			
	平日	時 分	～	時 分	(うち休憩時間 分)		
	土曜	時 分	～	時 分	(うち休憩時間 分)		
	日祝	時 分	～	時 分	(うち休憩時間 分)		
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間		時間			
		(うち休憩時間 分)					
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間		日			
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分		(うち休憩時間 分)			
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月				
特記事項（備考）							

※別途、開業届出済証明書等を添付ください。

改正後	改正前										
様式第4号の1（第6条関係） 年 月 日 ※就業者用 東かがわ市長 様 所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者 就業証明書（関係人口に関する要件用） 下記のとおり相違ないことを証明します。 記 <table border="1"> <tr> <td>勤務者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務者住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務先所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務先電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就業年月日</td> <td></td> </tr> </table> 東かがわ市東京圏移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、東かがわ市の求めに応じて、香川県及び東かがわ市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。	勤務者名		勤務者住所		勤務先所在地		勤務先電話番号		就業年月日		
勤務者名											
勤務者住所											
勤務先所在地											
勤務先電話番号											
就業年月日											

改正後	改正前										
様式第4号の2（第6条関係） 年 月 日 ※個人事業主用 東かがわ市長 様 申請者 居住地 就業証明書（関係人口に関する要件用） 下記のとおり相違ないことを証明します。 記 <table border="1"> <tr> <td>就労内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労先住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労先電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労開始日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項（備考）</td> <td></td> </tr> </table>	就労内容		就労先住所		就労先電話番号		就労開始日		特記事項（備考）		
就労内容											
就労先住所											
就労先電話番号											
就労開始日											
特記事項（備考）											

改正後	改正前
様式第5号（第6条関係）	様式第4号（第6条関係）
年 月 日 様 東かがわ市長 東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付決定通知書 東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり交付することを決定しましたのでお知らせいたします。 交付決定額 円 （備考） 1 東かがわ市は、東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。 ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額 ・申請日から3年未満に県外の市区町村に転出した場合：全額 ・申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合：半額 ・申請者が第3条第3項の就業に関する要件を満たす者において、申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額 ・起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合：全額 2 東かがわ市は、東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、備考1に定める返還請求を行う場合があります。 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。 ・補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。 ・補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。 ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。	年 月 日 様 東かがわ市長 東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定通知書 東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり交付することを決定しましたのでお知らせいたします。 交付決定額 円 （備考） 1 東かがわ市は、東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。 ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額 ・申請日から3年未満に県外の市区町村に転出した場合：全額 ・申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合：半額 ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額 ・起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合：全額 2 東かがわ市は、東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、備考1に定める返還請求を行う場合があります。 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。 ・補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。 ・補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。 ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

改正後	改正前																
様式第 6 号 (第 7 条関係) 東かがわ市長 様 年 月 日 (申請者) 住所 氏名 電話番号 印 東かがわ市東京圏移住支援事業補助金請求書 年 月 日付け 地創第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度東かがわ市東京圏移住支援事業補助金の交付を受けたいので、東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。 1 請求金額 円 2 指定金融機関 <table border="1"> <tr> <td>金融機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座名義人</td> <td>(フリガナ)</td> </tr> </table>	金融機関名		口座種別		口座番号		口座名義人	(フリガナ)	様式第 5 号 (第 7 条関係) 東かがわ市長 殿 年 月 日 (申請者) 住所 氏名 電話番号 印 東かがわ市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金請求書 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度東かがわ市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金の交付を受けたいので、東かがわ市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。 1 請求金額 円 2 指定金融機関 <table border="1"> <tr> <td>金融機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座名義人</td> <td>(フリガナ)</td> </tr> </table>	金融機関名		口座種別		口座番号		口座名義人	(フリガナ)
金融機関名																	
口座種別																	
口座番号																	
口座名義人	(フリガナ)																
金融機関名																	
口座種別																	
口座番号																	
口座名義人	(フリガナ)																

改正後	改正前
様式第7号（第8条関係）	様式第6号（第8条関係）
第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
様 東かがわ市長 印	様 東かがわ市長 印
東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付決定取消通知書	東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定した当該補助事業について、補助金交付決定の全部又は一部を取り消したので、東かがわ市東京圏移住支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。 記 1 補助事業の名称 東かがわ市東京圏移住支援事業 2 補助事業受給者名 3 交付決定取消の理由 4 補助金返還額 円	年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定した当該補助事業について、補助金交付決定の全部又は一部を取り消したので、東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。 記 1 補助事業の名称 東かがわ市東京圏U J I ターン移住支援事業 2 補助事業受給者名 3 交付決定取消の理由 4 補助金返還額 円

改正後	改正前																								
様式第 8 号（第 8 条関係） 年 月 日 東かがわ市長 様 所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者 一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書 下記のとおり相違ないことを証明します。 記 <table border="1"> <tr> <td>勤務者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時的転出先（勤務先等）の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時的転出先（勤務先等）の電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>転出理由 ※いずれかに✓してください</td> <td>一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他 ☐（その他の内容）</td> </tr> <tr> <td>転出の期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>一時的な転出の内容 ※両方に✓してください</td> <td>☐ 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること ☐ 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること</td> </tr> </table> 東かがわ市東京圏移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、東かがわ市の求めに応じて、県及び東かがわ市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。 ※勤務者に対して東かがわ市から、転出前の就業先又は一時的な転出先（勤務先等）に就業等の状況を確認する場合があります。 一時的な転出ではないことが明らかになった場合、勤務者に対して補助金の全額又は一部の返還を求める場合があります。	勤務者名		一時的転出先（勤務先等）の所在地		一時的転出先（勤務先等）の電話番号		転出理由 ※いずれかに✓してください	一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他 ☐ （その他の内容）	転出の期間	年 月 日～ 年 月 日	一時的な転出の内容 ※両方に✓してください	☐ 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること ☐ 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること	様式第 7 号（第 8 条関係） 年 月 日 東かがわ市長 所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者 一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書 下記のとおり相違ないことを証明します。 記 <table border="1"> <tr> <td>勤務者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時的転出先（勤務先等）の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時的転出先（勤務先等）の電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>転出理由 ※いずれかに✓してください</td> <td>一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他 ☐（その他の内容）</td> </tr> <tr> <td>転出の期間</td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>一時的な転出の内容 ※両方に✓してください</td> <td>☐ 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること ☐ 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること</td> </tr> </table> 東かがわ市東京圏「U」イターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、東かがわ市の求めに応じて、県及び東かがわ市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。 ※勤務者に対して東かがわ市から、転出前の就業先又は一時的な転出先（勤務先等）に就業等の状況を確認する場合があります。 一時的な転出ではないことが明らかになった場合、勤務者に対して補助金の全額又は一部の返還を求める場合があります。	勤務者名		一時的転出先（勤務先等）の所在地		一時的転出先（勤務先等）の電話番号		転出理由 ※いずれかに✓してください	一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他 ☐ （その他の内容）	転出の期間	年 月 日～ 年 月 日	一時的な転出の内容 ※両方に✓してください	☐ 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること ☐ 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること
勤務者名																									
一時的転出先（勤務先等）の所在地																									
一時的転出先（勤務先等）の電話番号																									
転出理由 ※いずれかに✓してください	一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他 ☐ （その他の内容）																								
転出の期間	年 月 日～ 年 月 日																								
一時的な転出の内容 ※両方に✓してください	☐ 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること ☐ 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること																								
勤務者名																									
一時的転出先（勤務先等）の所在地																									
一時的転出先（勤務先等）の電話番号																									
転出理由 ※いずれかに✓してください	一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他 ☐ （その他の内容）																								
転出の期間	年 月 日～ 年 月 日																								
一時的な転出の内容 ※両方に✓してください	☐ 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること ☐ 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること																								

改正後			
様式第9号（第8条関係）			
転出報告書			
東かがわ市長 様		年 月 日	
届出入 (移住支援 金受給者)	ふりがな	連絡先	日中連絡の取れる電話番号
	氏 名		() - ※必ず記入してください
新住所	〒 -		
旧住所	〒 - 東かがわ市		
転出年月日	年 月 日		
※東かがわ市から転出する場合、必ずこの転出報告書をご提出ください。転出した後、さらに別の市区町村に転出する場合も同様にこの転出報告書の提出が必要です。以後、転出のたびに同様の手続を行ってください。 ※転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問い合わせや転出先の立ち入り調査等を行う場合があります。 立ち入り調査等を拒否する場合など、県内での居住が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じる場合があります。 ※補助金の申請日から5年以内に県外に転出する場合は、補助金の返還対象になります。			

改正前			
様式第8号（第8条関係）			
転出報告書			
東かがわ市長 あて		年 月 日	
届出入 (移住支援 金受給者)	ふりがな	連絡先	日中連絡の取れる電話番号
	氏 名		() - ※必ず記入してください
新住所	〒 -		
旧住所	〒 - 東かがわ市		
転出年月日	年 月 日		
※東かがわ市から転出する場合、必ずこの転出報告書をご提出ください。転出した後、さらに別の市区町村に転出する場合も同様にこの転出報告書の提出が必要です。以後、転出のたびに同様の手続を行ってください。 ※転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問い合わせや転出先の立ち入り調査等を行う場合があります。 立ち入り調査等を拒否する場合など、県内での居住が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じる場合があります。 ※補助金の申請日から5年以内に県外に転出する場合は、補助金の返還対象になります。			

改正後				改正前			
様式第10号（第8条関係）				様式第9号（第8条関係）			
現 況 届				現 況 届			
東かがわ市長 様				東かがわ市長 あて			
年 月 日				年 月 日			
届出人 (移住支援 金受給者)	ふりがな	氏 名	日中連絡の取れる電話番号 () - ※必ず記入してください	届出人 (移住支援 金受給者)	ふりがな	氏 名	日中連絡の取れる電話番号 () - ※必ず記入してください
現在の住所 〒 -				現在の住所 〒 -			
○「就業に関する要件（一般または専門人材）」「テレワーク要件」「起業に関する要件」「関係人口に関する要件」について、現在の就業状況（個人事業主を含む）を以下に記載すること。				○就業に関する要件（一般又は専門人材）を満たす者として交付決定を受けた場合は、以下も記載すること。ただし、本項目の届出は、移住支援金の申請日の次年度までとする。			
事業所名				事業所名			
勤務先所在地				勤務先所在地			
就業年月日				就業年月日			
雇用形態 (就業に関する要件（一般または専門人材）の場合) 週 20 時間以上の無期雇用契約 ☐ 該当する ☐ 該当しない (テレワーク要件の場合) 週 20 時間以上のテレワーク ☐ 該当する ☐ 該当しない (関係人口に関する要件、起業に関する要件) 就労状況に変更あるか ☐ ある ☐ ない				雇用形態			
この者は、本事業所で勤務していることを証明します。 年 月 日 (所 在 地) (事業所名) (代表者名) (電話番号) (担 当 者)				この者は、本事業所で勤務していることを証明します。 年 月 日 (所 在 地) (事業所名) (代表者名) (電話番号) (担 当 者)			
※現在の住所地を確認するため、住民票の写しを1部添付してください。 ※移住支援金を受給した東かがわ市担当課に当該年度の3月1日から3月31日の間に、この現況届を提出してください（移住支援金の申請日の次年度から5年間）。 ※転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問い合わせや転出先の立ち入り調査等を行う場合があります。 立ち入り調査等を拒否する場合など、県内いずれかの市町での居住が確認できない場合は、移住支援金の交付決定を取り消し、既に交付した移住支援金の返還を命じる場合があります。 ※移住支援金の申請日から5年以内に県外に転出する場合は、移住支援金の返還対象になります。				※現在の住所地を確認するため、住民票の写しを1部添付してください。 ※東かがわ市に当該年度の3月1日から3月31日の間に、この現況届を提出してください（補助金の申請日の次年度から5年間）。 ※転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問い合わせや転出先の立ち入り調査等を行う場合があります。 立ち入り調査等を拒否する場合など、県内いずれかの市町での居住が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じる場合があります。 ※補助金の申請日から5年以内に県外に転出する場合は、補助金の返還対象になります。			

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。